

所得の種類(令和7年度用)

所得の種類			所得金額の算出方法							
事業(営業等、農業)		事業により生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額							
不動産所得		地代、家賃などによる所得	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額							
利子所得		公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額							
配当所得		株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額							
給与所得 給与、賞与、賃金			給与所得の速算表 ※4000割とは4000で割り、小数点を切り捨て4000をかけたものです							
			給与収入金額(A)		給与所得控除後の金額		給与収入金額(A)		給与所得控除後の金額	
			～ 550,999円		0円		1,628,000～1,799,999円		(4000割) (A) × 60%+ 100,000円	
			551,000～1,618,999円		(A) -550,000円		1,800,000～3,599,999円		(4000割) (A) × 70%- 80,000円	
			1,619,000～1,619,999円		1,069,000円		3,600,000～6,599,999円		(4000割) (A) × 80%- 440,000円	
			1,620,000～1,621,999円		1,070,000円		6,600,000～8,499,999円		(A) × 90%-1,100,000円	
			1,622,000～1,623,999円		1,072,000円		8,500,000～ 円		(A) -1,950,000円	
			1,624,000～1,627,999円		1,074,000円					
			<所得金額調整控除>							
			○給与収入が850万円を超え、本人が特別障害、または、同一生計配偶者もしくは扶養親族に特別障害がある、または、23歳未満の扶養親族がいる場合 所得金額調整控除＝〔給与収入(最高1,000万円)〕－850万円) × 10% ○「給与所得(最高10万円)＋年金所得(最高10万円)」が、10万円を超える場合 所得金額調整控除＝給与所得(最高10万円)＋年金所得(最高10万円)－10万円							
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得	公的年金等所得の速算表							
			65歳未満(昭和35年1月2日以降生)		65歳以上(昭和35年1月1日以前生)					
			年金収入(A)		所得金額		年金収入(A)		所得金額	
			～ 600,000円		0円		～ 600,000円		0円	
			600,001～1,299,999円		(A) - 600,000円		600,001～3,299,999円		(A) -1,100,000円	
			1,300,000～4,099,999円		(A) × 75%- 275,000円		3,300,000～4,099,999円		(A) × 75%- 275,000円	
			4,100,000～7,699,999円		(A) × 85%- 685,000円		4,100,000～7,699,999円		(A) × 85%- 685,000円	
			7,700,000～9,999,999円		(A) × 95%-1,455,000円		7,700,000～9,999,999円		(A) × 95%-1,455,000円	
			10,000,000～ 円		(A) -1,955,000円		10,000,000～ 円		(A) -1,955,000円	
			※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり控除額をそれぞれ引き下げます。 ・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合・・・10万円 ・他の所得が2,000万円超の場合・・・20万円							
業	務	副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの	収入金額－必要経費＝業務に係る雑所得							
			収入金額－必要経費＝その他の雑所得							
総合譲渡		短期	収入金額－(取得費・譲渡費用)－50万円※＝短期総合譲渡所得の金額							
		長期	(収入金額－(取得費・譲渡費用)－50万円※) × 1/2＝長期総合譲渡所得の金額 ※「収入金額－(取得費・譲渡費用)」が50万円未満の場合、その残額に相当する額							
一時所得		生命保険金の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金などの所得	(収入金額－必要経費－50万円※) × 1/2＝一時所得の金額 ※「収入金額－必要経費」が50万円未満の場合は、その残額に相当する額							